

令和8年4月27日

第3回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	厚真町税条例等の一部改正について
議案第 2 号	町道福祉センター通り線道路改良舗装工事請負契約の締結について
議案第 3 号	厚真町文化交流施設建設事業設計施工一括請負契約の締結について
議案第 4 号	令和 8 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 号）について
報告第 1 号	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

議案第1号

厚真町税条例等の一部改正について

厚真町税条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和8年4月27日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町税条例等の一部を改正する条例

(厚真町税条例の一部改正)

第1条 厚真町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」、「特定配当等」という。）の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適

用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条の前の見出し及び同条、第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号及び第3号」を「附則第15条第21項第2号及び第3号」に改め、同条

第6項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第16項から第18項までを削り、同条第19項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第22項を第19項とし、第23項を第20項とし、同条に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則

第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項の改修特別建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出することができなかった理由

附則第15条の2から第15条の6まで削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444

条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第

56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、

第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

(厚真町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 厚真町税条例の一部を改正する条例の一部改正（平成26年6月12日条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、交付の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中厚真町税条例第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第1条中厚真町税条例第63条の改正規定 令和9年1月1日
- (3) 第1条中厚真町税条例第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 第1条中厚真町税条例附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の厚真町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の厚真町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以

後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号

施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第2号

町道福祉センター通り線道路改良舗装工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和8年4月27日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 契約の目的 町道福祉センター通り線道路改良舗装工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 101,662,000円
- 4 契約の相手方 丸博野沢・佐藤特定建設工事共同企業体
代表者 勇払郡厚真町新町155番地
株式会社丸博野沢組
代表取締役 野澤 政博
構成員 勇払郡厚真町上厚真131番地の4
株式会社佐藤組
代表取締役 佐藤 博

議案第3号

厚真町文化交流施設建設事業設計施工一括請負契約の締結について

次のとおり、設計施工一括請負契約を締結する。

令和8年4月27日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 契約の目的 厚真町文化交流施設建設事業設計施工一括請負契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 2,087,503,000円
- 4 契約の相手方 厚真町役場庁舎・文化交流施設等建設事業受注
コンソーシアム

代表者 札幌市中央区南2条西11丁目328番地2
株式会社竹中工務店北海道支店
支店長 岩田 浩一

(庁舎等設計業務及び工事監理業務を行う者)

竹中工務店・ドーコン設計等共同体

代表者 札幌市中央区南2条西11丁目328番地2
株式会社竹中工務店北海道支店
支店長 岩田 浩一

構成員 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号
株式会社ドーコン
代表取締役社長 今 日出人

(公園等設計業務を行う者)

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号
株式会社ドーコン
代表取締役社長 今 日出人

(建設工事業務（建築主体工事）を行う者)

竹中・岩倉・厚信・丸博野沢特定建設工事共同企業体

代表者 札幌市中央区南2条西11丁目328番地2
株式会社竹中工務店北海道支店
支店長 岩田 浩一

構成員 苫小牧市木場町2丁目9番6号
岩倉建設株式会社苫小牧本店
専務取締役本店長 大田 利宏

構成員 勇払郡厚真町字本郷273番地の6
株式会社厚信電機
代表取締役 寺坂 文秀

構成員 勇払郡厚真町新町155番地
株式会社丸博野沢組
代表取締役 野澤 政博

議案第4号

令和8年度厚真町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度厚真町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,629,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和8年4月27日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	2,346,369	105,839	2,452,208
	1 国庫負担金	251,209	77,533	328,742
	2 国庫補助金	2,093,483	28,306	2,121,789
18	繰入金	1,867,747	66,500	1,934,247
	1 基金繰入金	1,859,524	66,500	1,926,024
19	繰越金	150,000	42,172	192,172
	1 繰越金	150,000	42,172	192,172
21	町債	2,826,700	34,800	2,861,500
	1 町債	2,826,700	34,800	2,861,500
	歳 入 合 計	14,380,000	249,311	14,629,311

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,234,469	9,000	2,243,469
	1 総務管理費	2,178,899	9,000	2,187,899
3	民生費	1,463,339	981	1,464,320
	2 児童福祉費	504,821	981	505,802
6	農林水産業費	933,126	3,830	936,956
	1 農業費	528,426	3,830	532,256
8	土木費	3,461,483	61,200	3,522,683
	4 住宅費	224,090	56,200	280,290
	5 都市計画費	1,275,421	5,000	1,280,421
10	教育費	2,352,732	58,000	2,410,732
	4 社会教育費	1,484,785	58,000	1,542,785
15	災害復旧費	0	116,300	116,300
	2 文教施設災害復旧費	0	116,300	116,300
歳 出 合 計		14,380,000	249,311	14,629,311

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

単位：千円

項 目	期 間	限 度 額
ローカルベンチャー推進事業委託料	令和9年度から 令和10年度まで	64,000

第3表 地方債補正

(追加分)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助災害復旧事業（公立学校）	34,800	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借り換えることができる。

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 災害復旧費負担金	千円 0	千円 77,533	千円 77,533
計	251,209	77,533	328,742

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費補助金	108,024	806	108,830
5 土木費補助金	1,211,850	27,500	1,239,350
計	2,093,483	28,306	2,121,789

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

5 ふるさと応援基金繰入金	579,000	58,000	637,000
6 庁舎建設基金繰入金	254,980	8,500	263,480
計	1,859,524	66,500	1,926,024

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	150,000	42,172	192,172
計	150,000	42,172	192,172

節		説	明
区 分	金 額		
1 災害復旧費負担金	千円 77,533	公立学校施設災害復旧費負担金	千円 77,533

2 児童福祉費補助金	806	物価高対応子育て応援手当事業費補助金 物価高対応子育て応援手当事務費補助金	800 6
2 住宅費補助金	27,500	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	27,500

1 ふるさと応援基金繰入金	58,000	ふるさと応援基金繰入金	58,000
1 庁舎建設基金繰入金	8,500	庁舎建設基金繰入金	8,500

1 前年度繰越金	42,172	前年度決算剰余金	42,172

14款 国庫支出金 18款 繰入金 19款 繰越金

21款 町債

1項 町債

目	補正前の額	補正額	計
6 災害復旧債	千円 0	千円 34,800	千円 34,800
計	2,826,700	34,800	2,861,500

節		説	明
区 分	金 額		
1 災害復旧債	千円 34,800	補助災害復旧事業（公立学校）	千円 34,800

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 庁舎等施設 建設費	千円 745,710	千円 8,500	千円 754,210	千円	千円	千円 8,500 繰入金 8,500	千円
11 地方創生推 進費	214,282	500	214,782	250 国庫支出金 250			250
計	2,178,899	9,000	2,187,899	250	0	8,500	250

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童福祉施 設費	6,593	175	6,768				175
3 児童措置費	86,712	806	87,518	806 国庫支出金 806			
計	504,821	981	505,802	806	0	0	175

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

2 農業農村振 興費	201,824	3,830	205,654				3,830
---------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 8,500	1282 (庁舎周辺等) 役場庁舎整備事業 千円 8,500	
		実施設計委託料	7,000
		都市再生整備計画策定支援業務委託料	1,500
12 委託料	400	0334 関係人口創出事業 500	
13 使用料及び賃借料	100	P R 資材製作委託料	400
		物品等借上料	100

10 需用費	175	0217 厚真児童会館管理事業 175	
		修繕料	175
11 役務費	6	1448 物価高対応子育て応援手当支給事業 806	
19 扶助費	800	通信運搬費	3
		口座振替手数料	3
		物価高対応子育て応援手当	800

10 需用費	225	1453 エゾシカ等被害緊急支援事業 3,830	
17 備品購入費	605	消耗品費	225
		設備備品購入	605
18 負担金補助及び交付金	3,000	電気柵緊急支援事業補助金	3,000

2 款 総務費 3 款 民生費 6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	千円 528,426	千円 3,830	千円 532,256	千円 0	千円 0	千円 0	千円 3,830

8款 土木費

4項 住宅費

2 住宅管理費	74,305	1,700	76,005				1,700
3 住宅建設費	87,102	54,500	141,602	27,250 国庫支出金 27,250			27,250
計	224,090	56,200	280,290	27,250	0	0	28,950

8款 土木費

5項 都市計画費

2 公園費	67,133	5,000	72,133				5,000
計	1,275,421	5,000	1,280,421	0	0	0	5,000

10款 教育費

4項 社会教育費

7 文化交流施設費	1,105,800	58,000	1,163,800			58,000 繰入金 58,000	
計	1,484,785	58,000	1,542,785	0	0	58,000	0

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

14 工事請負費	1,700	0237 公営住宅環境改善整備事業	1,700
		公営住宅内外部改修工事	1,700
12 委託料	10,000	1447 二地域居住用施設整備事業	54,500
14 工事請負費	44,500	実施設計委託料	10,000
		移住・二地域居住促進住宅改修工事	44,500

14 工事請負費	5,000	0244 公園等管理事業	5,000
		維持補修工事	5,000

12 委託料	58,000	1353 (庁舎周辺等) 文化交流施設整備事業	58,000
		実施設計委託料	58,000

6 款 農林水産業費 8 款 土木費 10 款 教育費

15款 災害復旧費

2項 文教施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公立学校施設災害復旧費	千円 0	千円 116,300	千円 116,300	千円 77,533 国道支出金 77,533	千円 34,800 町債 34,800	千円	千円 3,967
計	0	116,300	116,300	77,533	34,800	0	3,967

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 116,300	1103 公立学校施設災害復旧事業（公共災）	千円 116,300
		補助災害復旧工事	116,300

1 5 款 災害復旧費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

当該年度に係る分

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出(見込)額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支出金	地方債	その他	
ローカルベン チャー推進事業 委託料	64,000			令和9年 度から 令和10年 度まで	64,000	32,000			32,000

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月27日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専 決 処 分 書

物損事故による事故の損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月8日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- 1 事故発生日時 令和6年12月12日 16時05分
- 2 事故発生場所 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 委託事業者の従業員が運転するスクールバスは、下校送迎の運行中、児童宅敷地内において転回のため後退した際、児童宅住居の外壁に接触し、住居外壁を破損させた。
- 5 示談の内容 相手方には過失がないため、過失割合を町の10割負担とし、本件事故に関する合意に至った。
- 6 損害賠償額 金 1,068,314円